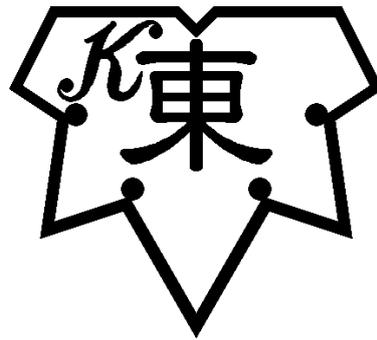


平成31年度 I 期選抜募集要項



◎ この募集要項には、出願から合格発表までの事項が記載してありますので、熟読し指示に従って手続きを行ってください。

福島県立喜多方東高等学校

〒966-0085 福島県喜多方市字江中子 4167
電話 (0241) 22-2161

1 募集定員

課程	学科	I期選抜入学募集定員
全日制	普通科	定員80名の45%程度

2 志願してほしい生徒

本校は多様な進路希望の実現に向けた基礎学力の定着を図りつつ、部活動・生徒会活動等とおして社会に貢献できる自立した人間の育成に取り組んでおり、次のような生徒を求めている。

- ① 学ぶ意欲を持ち、他者と協調しながら自己を高めていくことのできる者
- ② 将来の夢や希望を明確に持ち、その実現に向けて努力できる者
- ③ 部活動や生徒会活動等の特別活動に積極的に取り組むことのできる者

3 出願資格

出願資格については、次の(1)、(2)の条件を満たす者とする。

(1) 次の各号のいずれかに該当する者とする。

- ① 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは平成31年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）
- ② 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者
 - ア 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
 - イ 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - ウ 文部科学大臣の指定した者
 - エ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
 - オ 高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(2) 上記2「志願してほしい生徒」を踏まえ、本校を自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者

4 出願方法

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

5 併願の取扱い

出願は、一つの高等学校の1学科に限るものとし、併願は認めない。

6 出願期間

平成31年1月17日(木)から1月22日(火)までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、392円分の切手（簡易書留料金）を貼付した「長形3号」の返信用封筒を同封の上、平成31年1月22日(火)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

7 出願に必要な書類

(1) 中学校卒業生及び卒業見込の者

- ① 入学願書（県教育委員会において作成した用紙）
- ② 平成31年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。所定の様式による）ただし、年齢20歳以上の者については、調査書の提出を免除する。
- ③ 志願理由書（本校ホームページよりダウンロードしたもの）
- ④ 受験票用紙（県教育委員会において作成した用紙に、受験番号欄の学科名、中学校名、氏名を記入したもの）

- ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成した用紙に、中学校名、出願者氏名及び出願課程・学科名を記入したもの）
 （注）④、⑤は切り離さないで提出すること
- (2) 上記(1)以外の者
- ① 入学願書（上記(1)の①に同じ）
 - ② 志願理由書（上記(1)の③に同じ）
 - ③ 健康診断書（平成31年1月以降に医師の診断を受けたもの）
 - ④ 履修証明書、学習成績証明書
 ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの
 - ⑤ 受験票用紙（県教育委員会において作成した用紙に、受験番号欄の学科名、氏名を記入したもの）
 - ⑥ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成した用紙に、出願者氏名及び出願課程・学科名を記入したもの）
 （注）⑤、⑥は切り離さないで提出すること
- (3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、志願者名簿(所定の様式による)を添付する。
- (4) 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。
 ただし、志願者において消印しない。

8 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書（県教育委員会において作成した用紙）を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。
 郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、82円切手を貼付した返信用封筒（定形）を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、自己申告書受領書を交付する。
- (3) 提出期間は、平成31年1月17日(木)から1月22日(火)までとする。
 郵送の場合には、1月22日(火)の消印有効とする。
 持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
 ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

9 出願の取り消し

- (1) 中学校卒業後及び卒業見込の者が出願を取り消す場合は、出願取消届（所定の様式による）を、在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届（所定の様式による）を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。
 ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

10 選抜方法・選抜資料

「志願理由書」「調査書」の審査結果及び「面接」「作文」の結果を併せて資料とし、選抜を行う。
 なお「自己申告書」の提出があった場合には、選抜に際して志願者を理解するための補助資料とする。

- (1) 志願理由書
 志願の動機・理由、中学校で学んだこと・得たこと、活動の実績・特技等、入学後の抱負、高校卒業後に希望している進路先について本人が記入したものを、志願者についての理解を深めるため活用する。
- (2) 調査書
 「各教科の学習の記録」は135点満点、「特別活動等の記録」は55点満点、合計190点満点に点数化し、志願者についての客観的かつ公正な選抜資料とする。
- (3) 面接
 志願者を多面的・多元的に評価する資料を得るため、中学校における学習活動の成果を問う内容（国語、社会、数学、理科、英語）を含む個人面接を実施し、段階評価する。学習活動の成果を問う内容については点数化する。

- (4) 作文
あるテーマについて600字程度で自分の感想や思いを述べる作文とする。作文については点数化する。

11 作文・面接の期日及び会場等

- | | | |
|-----------|---|------------|
| (1) 期 日 | 平成31年1月31日(木) | |
| (2) 会 場 | 本 校 | |
| (3) 日 程 | 受付(本校西昇降口) | 8:20～ 8:40 |
| | 点呼・諸注意 | 8:40～ 8:55 |
| | 作 文 | 9:00～ 9:40 |
| | 面 接 | 10:00～ |
| (4) 持 ち 物 | I期選抜受験票、上ばき、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム(下敷は使用できない。) | |
| (5) 諸 注 意 | 計算機能や言語表現機能を有するもの、及び携帯電話等の通信機器は持ち込めない。 | |

12 選抜結果の通知及び入学の確約

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者
- ① 平成31年2月5日(火)正午以降に、選抜結果を当該中学校長にI期選抜結果の通知書により通知する。合格内定者には、I期選抜合格内定通知書を当該中学校長を通して交付する。
 - ② 合格内定の通知を受けた者は、入学確約書(所定の書式による)を、当該中学校長を通して平成31年2月7日(木)から2月12日(火)正午までに本校校長に提出する。
ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。
- (2) 上記(1)以外の者
- ① 合格内定者に対して、平成31年2月5日(火)正午以降に、I期選抜合格内定通知書を交付する。
 - ② 合格内定の通知を受けた者は、入学確約書(所定の書式による)を平成31年2月7日(木)から2月12日(火)正午までに本校校長に提出する。
ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

13 合格者発表

- (1) 入学確約書の提出があった者については、平成31年3月14日(木)正午以降に、合格者として本校で発表する。(II期選抜の合格者発表と同時に行う。)
- (2) 合格者に対して合格通知書を交付する。(合格発表日にI期選抜受験票を提示すること)
- (3) 合格者は、合格発表当日に諸手続きを済ませること。(諸手続きの内容については、入学確約書を提出した者に対し、後日中学校長を通じて連絡する。)
- (4) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

14 その他

- (1) I期選抜で不合格になった者についての取扱い
I期選抜で不合格となった者が、II期選抜又はIII期選抜に出願するときは、平成31年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱の定めるところにより、新たに出願書類を提出する。
- (2) 入学辞退の手続き
合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届(所定の書式による)を在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (3) その他、出願方法等詳細については、平成31年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱に基づくものとする。